

令和3年度監査報告書

第2回定期監査

行政委員会等

- 【議会事務局】
- 【会計課】
- 【選挙管理委員会事務局】
- 【監査委員事務局】

健康部

- 【地域共生推進課】
- 【保険年金課】
- 【健康推進課】

令和4年3月

国分寺市監査委員

令和3年度第2回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

行政委員会等（議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）及び健康部（地域共生推進課、保険年金課、健康推進課）における財務に関する事務並びに当該事務の執行について

第3 監査の範囲

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年10月31日まで）の執行分現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和3年度に実績のない事業等については、令和2年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和3年9月1日から令和4年3月25日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和4年1月6日	保険年金課
令和4年1月12日	会計課
令和4年1月13日	健康推進課、議会事務局
令和4年1月14日	監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、地域共生推進課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理、個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。

- 6 公印, 備品, 郵券, 現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理, 施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料, 証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い, 必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し, 国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ, 適正に執行されているものと認められたが, 一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので, 以下個別に記述する。

1 備品管理について

備品について, 備品一覧の記録と実態が異なる部分があった。国分寺市物品管理規則(平成16年規則第36号)に基づき適正に管理されたい。

2 委嘱事務について(地域共生推進課)

国分寺市民生委員推せん会委員の委嘱日が, 承諾日より前の日付となっていた。被推薦者の承諾を受けてから委嘱するよう, 適正な事務執行を行われたい。

3 補助金に係る通知について(地域共生推進課)

国分寺市シルバー人材センター運営費補助金の補助金額確定通知書において, 不服申立てについての教示がされていなかった。今後は様式を十分に確認し, 適切に通知されたい。

4 時間額会計年度任用職員の任用について(地域共生推進課)

時間額会計年度任用職員の任用期間中における週当たりの勤務日数の変更について, 手続が遅れていた。今後は適正に手続をされたい。

第8 意見

市職員が担う関係団体の出納事務について, 本監査の過程において, 改善を要する点が見受けられたため, 以下のとおり意見として述べる。

地域共生推進課の職員が行う日本赤十字社東京都支部国分寺市地区及び北多摩東地区保護司会国分寺分区の出納事務について, 以下のとおり適正とは言えない

部分が見受けられた。

- 1 現金を入出金する際の入金伝票及び出金伝票は作成されていたが、決裁が行われていなかった。また、現金管理において複数の職員による残高等の点検がされていなかった。
- 2 切手の受払票による残数管理がされていなかった。
- 3 公印及び口座届出印が施錠できる場所に保管されていなかった。

関係団体の現金等は市の公金には属さないが、市職員が執行している以上、盗難及び紛失等の事故並びに不正を予防する必要があると考える。今後は、管理体制を見直し、適正の確保に努められたい。